

行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>修徳学院</p>	<p>修徳学院は、「大阪府立修徳学院における義務教育の実施に関する協定書」に基づき、柏原市に対して、行政財産を無償で使用させているが、柏原市職員が専有する面積部分に対して、大阪府公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可に関する手続を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 653 1347 915"> <thead> <tr> <th>使用者</th> <th>名称</th> <th>使用許可対象面積</th> <th>使用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">柏原市</td> <td>校長室</td> <td>19.44㎡</td> <td rowspan="5">平成25年4月1日</td> </tr> <tr> <td>第二職員室</td> <td>4.80㎡</td> </tr> <tr> <td>教務室別室</td> <td>3.60㎡</td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td>11.84㎡</td> </tr> <tr> <td>企画調整課</td> <td>8.88㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府立修徳学院における義務教育の実施に関する協定書】 (抄) 大阪府（以下「甲」という。）と柏原市（以下「乙」という。）は、学校教育法に定める義務教育を実施するため、次のとおり協定を締結する。 (使用施設の無償貸与) 第2条 甲は、本館、第2教室、技術室、体育館、運動場及びプール（付属する設備等を含む。以下「使用施設」という。）を市立学校の施設として無償で乙の使用に供するものとする。</p>	使用者	名称	使用許可対象面積	使用開始日	柏原市	校長室	19.44㎡	平成25年4月1日	第二職員室	4.80㎡	教務室別室	3.60㎡	職員室	11.84㎡	企画調整課	8.88㎡	<p>本件について速やかに是正措置を講じるとともに、行政財産使用許可の事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (使用料の納付) 第2条 行政財産の使用をしようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書（様式第四号）を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>柏原市職員が専有する面積部分については、柏原市から平成29年3月27日付けで行政財産使用許可申請を受け、平成29年3月31日付けで行政財産の目的外使用許可を行った。</p> <p>また、行政財産使用許可の事務手続については、平成29年3月24日締結の「柏原市立桜坂小学校・中学校の管理運営等に関する基本方針」の中に定め、柏原市との共通認識を図った。今後は不備がないように努める。</p>
使用者	名称	使用許可対象面積	使用開始日																
柏原市	校長室	19.44㎡	平成25年4月1日																
	第二職員室	4.80㎡																	
	教務室別室	3.60㎡																	
	職員室	11.84㎡																	
	企画調整課	8.88㎡																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
教育センター	<p>行政財産について使用許可を行わず使用させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 512 1590 705"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>使用目的</th> <th>使用期間</th> <th>使用面積</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塀（北門横）</td> <td>災害時避難所表示板</td> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>0.54㎡</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本件は、大阪市から依頼があったもので、使用料については行政財産使用料条例に基づき免除されている。</p>	使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料	塀（北門横）	災害時避難所表示板	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.54㎡	0円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は行政財産使用許可の事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 (減免の基準) 第29条 使用料条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。 一 使用料条例第6条第1号、第3号又は第4号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (減免) 第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。 一 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用その他の公益上の目的のために使用させるとき。</p> </div>	<p>避難場所表示板については、大阪市から行政財産使用許可申請を受け、平成28年12月16日付けで使用許可した。 今後は、関係規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料									
塀（北門横）	災害時避難所表示板	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.54㎡	0円									

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）